

## 変更通知提出のガイドライン

### 1. 基本方針

認定有効期間中のプログラムに変更があった場合への対応については、「認定・審査の手順と方法」(2007 年度版)の、「2.6.4 認定有効期間中のプログラムの内容変更」ならびに「2.7.4 変更時審査」に記載がある。また、「2.6.1 認定の有効期間」では、新規審査または認定継続審査時に、今後5年を待たずしてプログラムに変更があることが判明している場合には、認定の有効期間を短縮することが認められている。

一方、「2.1 認定の目的」に「(2) 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。」、「3. 認定・審査の基本方針」に「(4) プログラム運営組織の教育の改善を支援する。」、とある。加えて、改善が望ましいあるいは求められる事項をJABEEが認定・審査時に指摘し、プログラムに対して改善を求めている。

以上を勘案し、「変更通知」提出の必要性については、以下を原則とする。

- (1) JABEEによる審査結果への対応(改善)、ならびに、プログラム自身による軽微な変更(改善)については提出不要とする。
- (2) 以下に該当する場合には提出を必要とする (事例を別紙に示す)。
  - I. プログラムの名称等に変更がある場合
  - II. プログラムの運営組織に大幅な変更がある場合(学科統廃合や大量の人事異動等)
  - III. (1)の場合を除いて、認定基準に関係するプログラムの実態が変更される場合。

### 2. 変更通知の内容

「変更通知」は原則として以下の内容で構成される。

- (1) 教育機関名、認定有効期間中のプログラム名
  - (2) 変更通知提出の責任者氏名・連絡先
  - (3) 変更されたプログラムの最初の修了生が卒業する年・月
  - (4) 変更内容
  - (5) 変更前後のプログラムが実質的に同等とみなせる理由
- (4)、(5)を説明する最低限必要な資料を添付する

### 3. JABEEの対応

認定・審査調整委員会は、「変更前後のプログラムに実質的同等性が保たれるか否か」を判断し、変更時審査の必要性を判断する。変更時審査が必要と判断した場合には、あわせて変更時審査の時期を決定する(原則として、変更されたプログラムの最初の修了生が卒業する年度)。

	変更事項	変更通知が必要な事例		変更通知が不要な事例	備考
		変更時審査が必要	変更時審査が不要、次回審査へ		
I	プログラム名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムの名称が変更され、その結果、プログラムが示す教育分野に実質的同等性が保てない恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムの名称が変更されたが、プログラム名が示す教育分野に実質的同等性が認められる</li> <li>プログラムの上部組織の名称のみが変更になり、プログラム自体の名称は不変</li> </ul>	なし	
II	プログラムの運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>学科統廃合・教職員の大幅な異動等に伴い、実質的同等性が保てない恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学科統廃合等が行われたが、実質的同等性が認められる</li> <li>プログラム運営組織の上部(大学・学部等)が変更になったが、プログラムを直接運営する部分に実質的同等性が認められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ある程度の人数以下の教職員の人事異動</li> </ul>	
III	プログラムの実態	プログラムの実態が変更され、その結果、実質的同等性が保てない恐れがある	プログラムの実態が変更されたが、実質的同等性が認められる	JABEEの審査結果に基づく改善措置、ならびに、プログラム自身による軽微な改善措置	